

茨城工業高等専門学校 50 周年記念教育研究支援基金要項

〔 令和 4 年 7 月 1 2 日 〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、茨城工業高等専門学校 50 周年記念教育研究支援基金（以下「基金」という。）に関し、その運営等を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 基金は、本校の教育・研究活動の推進、地域社会への貢献、国際交流等の活性化及び学生の支援等に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、基金を活用し次の事業を行う。

- (1) 教育・研究推進等支援事業
- (2) 学生への奨学金及び経済的支援事業
- (3) 地域連携支援事業
- (4) 国際交流活動支援事業
- (5) キャンパスの環境整備事業
- (6) 学校行事事業
- (7) その他校長が必要と認めた事業

(支出)

第 4 条 基金の支出に関しては、運営会議の議を経て校長が決定する。

(報告)

第 5 条 基金の経理は、年 2 回、4 月と 1 0 月の運営会議に報告するものとする。

(事務)

第 6 条 基金に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和 4 年 7 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。